

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(26) 複合住宅地区(津雲台5丁目(1)) A地区

d. 屋外広告物

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 自家用のみとする。		
(2) 壁面広告物及び地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。		
(3) 周辺環境や建築物と調和し、統一したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。		
(4) 壁面広告物について、設置する高さは地盤面から10m以下とする。		
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。		